目次

株主の皆様へ	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1頁
第107期定時	株	È	総	会	招	集	ِ"ے	通	知	•	•	•	2頁
(添付書類) ●事業報告・	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4頁
●連結計算書	類	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3	3頁
●個別計算書	類	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3	7頁
●監査報告書	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4	1頁
●株主総会参	考	書	類	•	•	•	•	•	•	•	•	4	4頁
●会場ご案内	図	•	•	•	•	•	•		•	•		稟:	表紙

第107期 定時株主総会招集ご通知

開催日時:平成30年6月28日(木曜日)

午前10時

開催場所:福岡市博多区美野島一丁目2番8号

NTビル 10階大会議室

決議事項:第1号議案 定款一部変更の件

第2号議案 取締役(監査等委員であ

る取締役を除く。) 6名選

任の件

第3号議案 監査等委員である取締役

3名選任の件

第4号議案 補欠の監査等委員である

取締役1名選任の件

第5号議案 取締役(監査等委員であ

る取締役及び社外取締役 を除く。) に対する譲渡制

限付株式の割当てのため

の報酬決定の件



株主の皆様へ

ごあいさつ

株主の皆様には、平素より格別のご支援・ご理解を賜り厚く御礼申し上げます。

ここに第107期(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)事業年度に関する定時株主総会の招集ご通知をお送りいたします。

株主の皆様におかれましては、今後もより一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

平成30年6月

取締役社長 後藤 信志

経営理念

当社は、以下の経営理念のもと、世界の人々の明るい未来を実現すべく、来たる創立100周年 (2031年) に向けて、大きな成長を遂げることができるよう、企業価値の向上に取り組んでまいります。

■ 企業理念 | Our Corporate Philosophy

日本タングステンは、世界の人々と従業員の明るい未来を実現するために

- -マテリアルからはじまる価値創造に挑戦し続けます。
- 常にNo.1を目指し、かけがえのない存在であり続けます。

■ 行動規範 | Our Way

- ・私たちは、情熱を持って、失敗を恐れずチャレンジします。
- ・私たちは、当事者意識を持って、すぐ行動しやり遂げます。
- ・私たちは、相手の立場になって、期待以上で応えます。

平成30年6月5日

株主各位

福岡市博多区美野島一丁目2番8号 日本タングステン株式会社

取締役社長後藤信志

第107期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第107期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、何卒ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合には、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成30年6月27日(水曜日)午後5時30分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

- **1. 日 時** 平成30年6月28日 (木曜日) 午前10時
- 2. 場 所 福岡市博多区美野島一丁目2番8号N T ビル 10階大会議室
- 3. 目的事項
 - 報告事項 1. 第107期(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで) 事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書 類監査結果報告の件
 - 第107期(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで) 計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 定款一部変更の件

第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。) 6名選任の件

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

第5号議案 取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。)に対する譲渡制

限付株式の割当てのための報酬決定の件

4. インターネット開示についてのご案内

当社は法令及び当社定款第15条の定めに基づき、次に掲げる事項を当社ウェブサイト (アドレス https://www.nittan.co.jp/) に掲載しておりますので本添付書類には記載しておりません。

- (1) 連結計算書類の「連結注記表|
- (2) 計算書類の「個別注記表」

したがって、本添付書類は、会計監査人が会計監査報告書を作成するに際して監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であり、また、監査等委員会が監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であります。

以上

- 1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 2. 株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正すべき事項が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(アドレス https://www.nittan.co.jp/)に掲載させていただきます。
- 3. 当日は軽装(クールビズ)にて対応させていただきますので、株主の皆様におかれましても、軽装にてご出席くださいますようお願い申し上げます。

(添付書類)

 事業
 報告

 (自 平成29年4月1日)

 (至 平成30年3月31日)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における経済環境は、地政学的リスクの残る不透明な状況はあるものの、 米国の雇用情勢や個人消費は底堅く、欧州でも輸出の増加等により景気は徐々に回復傾向に あり、全体的に緩やかな回復傾向が続いております。

国内では、海外経済の景気回復を背景に輸出が増加したこと及び雇用環境の改善等により、緩やかな回復基調で推移するものの、国際的に深刻化する貿易摩擦への不安や、米国株式市場の下落に端を発した円高の進行などが企業の景況感を悪化させるなど、先行きの不透明感は払拭されないまま推移してきました。

このような経済環境のもと、当社グループは、展示会への出展や製品ガイドブックの発行など、新規顧客への販売促進活動を展開し、既存顧客には、技術説明会を開催するなど積極的な拡張活動を行い収益の拡大に取り組んでまいりました。

的な拡販活動を行い収益の拡大に取り組んでまいりました。 この結果、当社グループの売上高は、前年度比9.7%増の111億2百万円となりました。

損益面では、売上高の増加に加え、生産効率の改善等、コスト削減対策を行った結果、営業利益は、前年度比59.5%増の7億5千5百万円となりました。経常利益は、為替差損が減少したこと等により、前年度比70.5%増の9億8千万円となりました。一方、親会社株主に帰属する当期純利益は、特別損失の計上及び法人税等が増加したことにより、前年度比48.4%増の6億9千6百万円となりました。

次に、事業の種類別セグメントの概況をご報告申し上げます。

なお、種類別セグメントの金額については、売上高はセグメント間の取引を含んでおり、 営業損益は全社費用等調整前の金額であります。

【機械部品事業】

衛生用品関連のNTダイカッターは、海外向けが欧州での拡販活動等により増収となりましたが、国内向けが設備投資の一服感から低調に推移し、全体として売上高は微減となりました。一方、情報機器関連のハードディスクドライブ(HDD)用磁気ヘッド基板は、需要回復により増収となり、電子部品関連の金型製品も好調に推移しました。

この結果、機械部品事業の売上高は、前年度比13.8%増の62億3千3百万円となり、営業利益は同52.9%増の9億5千3百万円となりました。

【電機部品事業】

自動車関連の接点製品が中国市場での在庫調整もあり減収となりましたが、電子部品関連の電極製品が国内、海外ともに好調に推移し増収となりました。

この結果、電機部品事業の売上高は、前年度比4.9%増の49億1千9百万円となりましたが、営業利益は製品構成の影響や労務費等のコスト増により同3.7%減の2億8千1百万円となりました。

(2) 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

(3) 設備投資等の状況

当連結会計年度の設備投資の総額は16億7千8百万円であり、その主なものは、NTダイカッターの生産増強を目的とした基山工場建屋の増築、機械及び装置の増設及び更新等であります。

なお、これらの所要資金は主に自己資金で賄っております。

(4) 財産及び損益の状況の推移

区	分		平成26年度 (第104期)	平成27年度 (第105期)	平成28年度 (第106期)	平成29年度 (第107期)
売	上	驯	百万円 11,372	百万円 11,022	百万円 10,124	百万円 11,102
経	常利	益	百万円 372	百万円 795	百万円 575	百万円 980
親当	会 社 株 主 に 帰 属 期 純 利	する 益	百万円 401	百万円 651	百万円 469	百万円 696
1 1	株当たり当期純	利益	円 銭 16 42	円 銭 26 65	円 銭 195 02	円 銭 288 51
総	資	産	百万円 16,177	百万円 14,777	百万円 14,836	百万円 16,306
純	資	産	百万円 8,563	百万円 8,652	百万円 8,978	百万円 9,578

(注) 平成29年10月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を実施したため、第106期の期首 に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益を算出しております。

(5) 対処すべき課題

当社は、下記の4つの重点課題を設定しております。当該重点課題については、「日本タングステングループ2020中期経営計画」のなかで基本方針を定めるとともに、具体的なアクションプランを策定し、実施してまいります。

a.人財の育成

「自発的に考え、行動する社員の育成」という基本方針のもと、下記の4つの施策を実施することで、幅広い視点から深く考える人財を育成し、個人だけでなく組織の課題設定力・ 課題解決力を向上させていきます。

- ・役職者の人財育成力を向上させるため、年間を通じた役職者育成教育を実施します。
- ・頑張った人財が正当に評価される仕組みを強化し、運用します。
- ・人事ローテーションを実施するなど、多様な職務経験を通じた各人の成長を支援します。
- ・人財データベースを構築し、必要な人財を必要な組織に配置するように活用します。

b.新商品の創出

「お客様のニーズをいち早くつかみ、継続的かつスピーディに新商品を創出」という基本方針のもと、下記の3つの施策を実施することで、新商品の創出活動を活性化させ、NO.1の価値創造に挑戦します。

・マーケティング戦略を担当する部署を明確化したほか、新商品を継続的に創出するための

組織体制・プロジェクト体制を強化します。

- ・衛生・医療、半導体・電子部品、自動車など5つのターゲット市場に当社のコア技術・基礎技術を集中し、戦略的に新商品を投入します。
- ・学会・協議会・共同研究活動などのほか、社内コンペの仕組みも導入し、オープンイノベーションを活性化させます。

c.ものづくりの強化

「お客様に満足していただける良いものを安く、早くつくる、ものづくり力」という基本 方針のもと、下記の3つの施策を実施することで、生産効率の向上、コストの削減、品質の 安定を図り、利益の拡大を目指します。

- ・全社連携して改善効果の高いコストリダクション活動に効率良く取り組み、利益を創出し ます。
- ・全社の知識と知恵(技術力)を結集し、製造プロセスの変革を図ります。
- ・力量や習得方法を明確化し、技能を効果的に向上させます。

d.グローバル市場での拡販

「グローバルネットワークの拡大」という基本方針のもと、下記の2つの施策を実施することで、世界中のお客様へ向けたサービスの提供、販売、製造体制を確立し、売上拡大を目指します。

- ・主力製品であるダイカッター製品のサービス提供拠点をブラジルに設立し、中南米での サービスの提供体制を強化します。
- ・その他の主力製品についても、グローバル市場を見据えた施策等を検討していきます。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し 上げます。

(6) 主要な事業内容

当社グループは、「機械部品事業」「電機部品事業」を事業セグメントとして事業を行っております。

各事業の主要な製品等は次のとおりであります。

セグメント						主要製品等
機	械	部	H	事	業	N T ダイカッター、切削工具、耐摩耐食部品、機械部品 磁気へッド基板、超精密加工品、半導体・液晶関連機械部品 自動化・省力化機器等
電	機	部	H	事	業	電気接点、電極、遮蔽材、タングステン及びモリブデン線・棒・板等
そ		0)		他	ビル管理事業、保険代理等

(7) 主要な事業所

①当 社 本社 福岡市博多区美野島一丁目2番8号

支店 東京支店 (東京都)、名古屋支店 (愛知県)、大阪支店 (大阪府)、 九州支店 (佐賀県)

工場 基山工場 (佐賀県)、飯塚工場 (福岡県)、宇美工場 (福岡県)

②子 会 社 株式会社昭和電気接点工業所(福岡県)

株式会社福岡機器製作所(福岡県)

株式会社エヌ・ティーサービス(福岡県)

上海恩悌三義実業発展有限公司(中国上海市)

NIPPON TUNGSTEN USA, INC. (米国ウエストバージニア州)

NIPPON TUNGSTEN EUROPE S.r.l. (イタリアローマ市)

- ③関連会社 SVニッタン株式会社(タイ国バンコク市)
- (注) 1. 恩悌(上海) 商貿有限公司は、平成29年9月21日をもって清算結了となりました。
 - 2. 恩悌(香港)有限公司は、平成29年12月29日をもって清算結了となりました。

(8) 従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
486名	8名増

(注) 従業員数は就業人員数(当社グループからグループ外への出向者を除く。)であり、臨時従業員数 92名 (年間平均人員)を含んでおりません。

(9) 親会社及び子会社の状況

①親会社の状況 該当事項はありません。

②子会社の状況

会 社 名	資本金	出資比率	主要な事業内容
株式会社昭和電気接点工業所	百万円 10	100.0	電気接点、その他電子部品の製造販売
株式会社 福 岡 機 器 製 作 所	百万円 20	100.0	産業用機械装置類の製造及び修理に関する工事
株式会社 エヌ・ティーサービス	百万円 10	100.0	不動産の管理、損害保険・生命保険代理業
上海恩悌三義実業発展有限公司	百万米ドル 7	100.0	産業用機械装置及び部品の製造販売並びにNTダイ カッターの販売及び再研磨加工
NIPPON TUNGSTEN USA, INC.	千米ドル 24	100.0	NTダイカッターの販売及び再研磨加工
NIPPON TUNGSTEN EUROPE S.r.l.	千ユーロ 10	100.0	NTダイカッターの販売及び再研磨加工

- (注) 1. 恩悌(上海) 商貿有限公司は、平成29年9月21日をもって清算結了となりました。 2. 恩悌(香港) 有限公司は、平成29年12月29日をもって清算結了となりました。

(10) 主要な借入先の状況

		借	7	\	先			借入金残高
								百万円
株	式	会	社	福	岡	銀	行	776
株	式 会	社 三	菱 勇	東京	U F	J 銀	行	520
株	式 会	社 ট	5 8	本シ	テ	イ 銀	行	353
株	式	会 :	社 6) そ	な	銀	行	306
株	式	会	社	佐	賀	銀	行	263

⁽注) 株式会社三菱東京UFJ銀行は、平成30年4月1日に銀行名を株式会社三菱UFJ銀行に変更いたしました。

(11) その他企業集団に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数

10.000.000株

(2) 発行済株式総数

2,416,906株

(自己株式160,854株を除く。)

(3) 当事業年度末の株主数

2,986名 (前事業年度末比552名減) (うち議決権を有する株主数2,606名)

(4) 大株主 (上位10名)

		杉	ŧ Ξ	È :	名				持株数	持株比率
									株	%
九	州	電	力	株	式	会	:	社	166,665	6.89
株	式	会	社	福	岡	銀		行	107,262	4.43
В	本タ	ング	ステ	ン従	業員	持	株	会	83,882	3.47
	本トラ	スティ	・サー	ビス信	託銀?	行株式	式会:	社	70,200	2.90
み	₫ " (ह	ま 信	託 釒	退 行	株	式	会	社	64,300	2.66
明	治安	Ш	生命	保険	相	互	会	社	60,170	2.48
	本 タ	ング	ステ	ン取	引先	持	株	会	53,900	2.23
株	式 会	社	西日	本シ	・テ	1	銀	行	50,917	2.10
株	式	会	社	佐	賀	銀	:	行	50,000	2.06
宇	部マ	テ	リア	ルス	、株	式	会	社	40,000	1.65

- (注) 1. 上記のほか、自己株式を160,854株保有しております。
 - 2. 持株比率は自己株式 (160,854株) を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

当社は、全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」に基づき、平成29年10月1日付で、単元株式数を1,000株から100株に変更いたしました。また、これにあたり、単元株式数の変更後においても、証券取引所が望ましいとしている投資単位の水準(5万円以上50万円未満)を維持し、また各株主様の議決権数に変更が生じることがないよう、当社株式について10株を1株にする株式併合を実施いたしました。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

項目	第1回新株予約	権	第2回新株予約]権
発行決議の日	平成19年8月10) 	平成20年8月8	3 ⊟
新株予約権の数		66個		120個
新株予約権の目的となる株式の 種類と数	普通株式	6,600株	普通株式	12,000株
新株予約権の払込金額	新株予約権1個当たり	273千円	新株予約権1個当たり	142千円
新株予約権の行使に際して 出資される財産の価額	1 株当たり	1円	1 株当たり	1円
新株予約権の行使期間	平成19年8月28日 平成39年8月27日		平成20年8月27E 平成40年8月26E	
保有状況	取締役 保有数 目的である株式の数	1名 7個 700株	取締役 保有数 目的である株式の数	1名 14個 1,400株

- (注) 1. 当社は、平成29年10月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を実施いたしました。これにより、本株式併合以前に発行した新株予約権1個当たりの株式の数は、1,000株から100株に変更され、該当する新株予約権の1株当たりの発行価額は調整されております。
 - 2. 上記取締役には、監査等委員である取締役及び社外取締役は含まれておりません。
 - 3. 新株予約権の行使条件は以下のとおりであります。
 - (1)新株予約権者は、新株予約権の行使期間内において、当社の取締役(指名委員会等設置会社における執行役を含む。)及び執行役員のいずれの地位をも喪失した時に限り、新株予約権を行使できるものとする。但し、この場合、新株予約権者は、地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。
 - (2) その他の権利行使の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受ける者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

項目	第3回新株予約	権	第4回新株予約権		
発行決議の日	平成23年2月9		平成24年2月9日		
新株予約権の数		51個		49個	
新株予約権の目的となる株式の 種類と数	普通株式	5,100株	普通株式	4,900株	
新株予約権の払込金額	新株予約権1個当たり	141千円	新株予約権1個当たり	152千円	
新株予約権の行使に際して 出資される財産の価額	1 株当たり	1円	1 株当たり	1円	
新株予約権の行使期間	平成23年2月26日 平成43年2月25日		平成24年2月28日 平成44年2月27日		
保有状況	取締役 保有数 目的である株式の数	4名 22個 2,200株	取締役 保有数 目的である株式の数	4名 20個 2,000株	

- (注) 1. 当社は、平成29年10月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を実施いたしました。これにより、本株式併合以前に発行した新株予約権1個当たりの株式の数は、1,000株から100株に変更され、該当する新株予約権の1株当たりの発行価額は調整されております。
 - 2. 上記取締役には、監査等委員である取締役及び社外取締役は含まれておりません。
 - 3. 新株予約権の行使条件は以下のとおりであります。
 - (1)新株予約権者は、新株予約権の行使期間内において、当社の取締役(指名委員会等設置会社における執行役を含む。)及び執行役員のいずれの地位をも喪失した時に限り、新株予約権を行使できるものとする。但し、この場合、新株予約権者は、地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。
 - (2)その他の権利行使の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受ける者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

項目	第5回新株予約	権	第6回新株予約	権	
発行決議の日	平成26年2月13	B⊟	平成27年2月12日		
新株予約権の数		56個		48個	
新株予約権の目的となる株式の 種類と数	普通株式	5,600株	普通株式	4,800株	
新株予約権の払込金額	新株予約権1個当たり	155千円	新株予約権1個当たり	152千円	
新株予約権の行使に際して 出資される財産の価額	1 株当たり	1円	1 株当たり	1円	
新株予約権の行使期間	平成26年3月4日 平成46年3月3日		平成27年3月3日 平成47年3月2日		
保有状況	取締役 保有数 目的である株式の数	4名 24個 2,400株	取締役 保有数 目的である株式の数	4名 20個 2,000株	

- (注) 1. 当社は、平成29年10月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を実施いたしました。これにより、本株式併合以前に発行した新株予約権1個当たりの株式の数は、1,000株から100株に変更され、該当する新株予約権の1株当たりの発行価額は調整されております。
 - 2. 上記取締役には、監査等委員である取締役及び社外取締役は含まれておりません。
 - 3. 新株予約権の行使条件は以下のとおりであります。
 - (1)新株予約権者は、新株予約権の行使期間内において、当社の取締役(指名委員会等設置会社における執行役を含む。)及び執行役員のいずれの地位をも喪失した時に限り、新株予約権を行使できるものとする。但し、この場合、新株予約権者は、地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。
 - (2) その他の権利行使の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受ける者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

項目	第7回新株予約	権	第8回新株予約権		
発行決議の日	平成28年2月25	5日	平成29年2月23日		
新株予約権の数		72個		74個	
新株予約権の目的となる株式の 種類と数	普通株式	7,200株	普通株式	7,400株	
新株予約権の払込金額	新株予約権1個当たり	133千円	 新株予約権1個当たり	128千円	
新株予約権の行使に際して 出資される財産の価額	1 株当たり	1円	 1 株当たり	1円	
新株予約権の行使期間	平成28年3月15日 平成48年3月14日		平成29年3月14日 平成49年3月13日		
保有状況	取締役 保有数 目的である株式の数	4名 34個 3,400株	取締役 保有数 目的である株式の数	4名 51個 5,100株	

- (注) 1. 当社は、平成29年10月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を実施いたしました。これにより、本株式併合以前に発行した新株予約権1個当たりの株式の数は、1,000株から100株に変更され、該当する新株予約権の1株当たりの発行価額は調整されております。
 - 2. 上記取締役には、監査等委員である取締役及び社外取締役は含まれておりません。
 - 3. 新株予約権の行使条件は以下のとおりであります。
 - (1)新株予約権者は、新株予約権の行使期間内において、当社の取締役(指名委員会等設置会社における執行役を含む。)及び執行役員のいずれの地位をも喪失した時に限り、新株予約権を行使できるものとする。但し、この場合、新株予約権者は、地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。
 - (2)その他の権利行使の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受ける者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

回 次 項目	第9回新株予約権	
発行決議の日	平成30年2月21日	
新株予約権の数		31個
新株予約権の目的となる株式の 種類と数	普通株式	3,100株
新株予約権の払込金額	新株予約権1個当たり	240,800円
新株予約権の行使に際して 出資される財産の価額	1株当たり	1円
新株予約権の行使期間	平成30年3月10日から 平成50年3月9日まで	
保有状況	取締役 保有数 目的である株式の数	5名 31個 3,100株

- (注) 1. 新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は100株であります。
 - 2. 上記取締役には、監査等委員である取締役及び社外取締役は含まれておりません。
 - 3. 新株予約権の行使条件は以下のとおりであります。
 - (1)新株予約権者は、新株予約権の行使期間内において、当社の取締役(指名委員会等設置会社における執行役を含む。)及び執行役員のいずれの地位をも喪失した時に限り、新株予約権を行使できるものとする。但し、この場合、新株予約権者は、地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。
 - (2)その他の権利行使の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受ける者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
 - (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権等の状況 該当事項はありません。
 - (3) その他新株予約権等に関する重要な事項 該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の状況(平成30年3月31日現在)

地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役 取締役社長	後藤信志	社長執行役員
取締役	徳本啓	常務執行役員 営業本部長
取締役	大島 正信	執行役員 経営管理本部長 兼 人事部長
取締役	毛利茂樹	執行役員 機械部品事業本部長、開発技術センター担当 上海恩悌三義実業発展有限公司董事長
取締役	坂口茂也	
取締役	伊崎数博	九州電力株式会社 代表取締役副社長
取 締 役 (監査等委員) (常 勤)	田中和昭	
取締役 (監査等委員)	小島庸匡	小島公認会計士事務所代表
取締役 (監査等委員)	斉藤 芳朗	德永·松﨑·斉藤法律事務所代表弁護士

- (注) 1. 取締役馬場信哉氏は、平成29年6月29日開催の第106期定時株主総会終結の時をもって退任いたしました。
 - 2. 取締役(非常勤)坂口盛一氏は、平成29年8月31日をもって取締役を辞任しております。
 - 3. 取締役伊﨑数博氏、小島庸匡氏及び斉藤芳朗氏は、社外取締役であります。
 - 4. 情報収集その他監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために常勤の監査等委員を選定しております。
 - 5. 取締役(監査等委員)小島庸匡氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 - 6. 取締役伊﨑数博氏、小島庸匡氏及び斉藤芳朗氏は、東京証券取引所及び福岡証券取引所の定めに基づく独立役員であります。

- 7. 当社と取締役伊﨑数博氏、小島庸匡氏及び斉藤芳朗氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。
- 8. 平成29年10月1日付で以下の取締役の担当等に変更がありました。

氏 名	新	IB
坂口 茂也	取締役	取締役 常務執行役員 電機部品事業本部長

9. 平成30年4月1日付で以下の取締役の担当等に変更がありました。

氏 名	新	IB	
徳本 啓	取締役 常務執行役員 経営戦略本部長、 コンプライアンス担当	取締役 常務執行役員 営業本部長	
大島 正信	取締役	取締役 執行役員 経営管理本部長 兼 人事部長	

10. 取締役兼務の者を除く平成30年4月1日現在の執行役員は次のとおりです。

氏 名	担当及び重要な兼務の状況		
山﨑洋	執行役員 製造統括本部長 兼 基山工場長		
三島彰	執行役員 電機部品事業本部長		

(2) 当事業年度に係る取締役の報酬等の額

区分	支給人員	支給額	
取締役(監査等委員を除く) (うち社外取締役)	8名 (1名)	106百万円 (3百万円)	
取締役(監査等委員) (うち社外取締役)	3名 (2名)	20百万円 (7百万円)	

- (注) 1. 上記のほか、使用人兼務取締役2名の使用人給与相当額20百万円を支払っております。
 - 2. 取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。)の支給額には、当該事業年度に係る取締役賞与21百万円を含んでおります。また、平成29年2月23日開催の取締役会決議及び平成30年2月21日開催の取締役会決議により、ストックオプションとしての新株予約権に係る当事業年度の費用計上額7百万円を含んでおります。

(3) 社外役員に関する事項

①重要な兼職先と当社との関係

区分	氏 名	重要な兼職先	兼職の内容	当社との関係
社外取締役	伊﨑数博	九州電力株式会社	代表取締役副社長	(注) 1
社外取締役 (監査等委員)	小島庸匡	小島公認会計士事務所	代表	(注) 2
社外取締役 (監査等委員)	斉藤 芳朗	德永・松﨑・斉藤法律事務所	代表弁護士	(注) 3

- (注) 1. 九州電力株式会社は、当社の筆頭株主(持株比率6.89%)であります。
 - 2. 社外取締役(監査等委員)小島庸匡氏は、株式会社大分銀行の社外監査役であります。なお、小島公認会計士事務所及び株式会社大分銀行と当社との間に特別の関係はありません。
 - 3. 德永・松﨑・斉藤法律事務所は当社との間で顧問契約を締結しております。

②当該事業年度における主な活動状況

区分	氏 名	主な活動状況
社外取締役	伊﨑数博	当事業年度に開催した取締役会12回中すべてに出席し、議案審議等につき経験豊富な経営者の視点から必要な発言を行っております。また、取締役会以外においても、適時、代表取締役等に経営上有用な意見等を行っております。
社外取締役 (監査等委員)	小島庸匡	当事業年度に開催した取締役会12回中すべてに出席し、必要に応じ議案審議等に必要な意見を述べております。 また、当事業年度に開催した監査等委員会12回中すべてに出席し、主に公認会計士としての専門的見地から発言を行っております。
社外取締役 (監査等委員)	斉藤 芳朗	当事業年度に開催した取締役会12回中11回に出席し、必要に応じ議案 審議等に必要な意見を述べております。 また、当事業年度に開催した監査等委員会12回中11回に出席し、主に 弁護士としての専門的見地から発言を行っております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 当社の会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額

30百万円

- ②当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他財産上の利 30百万円 益の合計額
- (注) 1. 監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、前年度の監査実績の検証と評価、会計監査人の監査計画、監査内容及び報酬見積りの算出根拠等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項及び第3項の同意を行っております。
 - 2. 当社と会計監査人との監査契約において、会社法上の会計監査人の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額等を明確に区分しておらず、かつ、実質的にも区分できませんので、上記①の金額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人による当社の子会社の計算関係書類の監査

当社の子会社のうち、海外子会社の一部については、当社の会計監査人以外の監査法人 (外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。) による監査を受けておりま す。

(5)会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が会社法、公認会計士法等の法令に違反、抵触した場合及び公序良俗に反する 行為があった場合は、監査等委員会はその事実に基づき当該会計監査人を解任又は不再任の 検討を行い、解任又は不再任が妥当と判断した場合は監査等委員会規則に則り会計監査人を 解任又は不再任とすることとし、また、当社都合による他、法定以外の理由で、解任又は不 再任とする場合は、監査等委員会は会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、当 社取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出します。

6. 会社の体制及び方針

- (1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適 正を確保するための体制
- ①当社の取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制 当社はコンプライアンスを経営の基本方針とし、企業倫理の基本として「日本タングステ ン企業行動憲章 | 及び「日本タングステン従業員倫理規範」を定めております。コンプライ アンス推進体制は、コンプライアンス統括責任者として取締役社長がコンプライアンスを統 括し、コンプライアンス統括部門がコンプライアンスの推進を行っております。また、各部 門等にコンプライアンス担当者を置いて全社員・従業員が法令、社内規程及び社会規範等の 遵守及びその推進を図っているほか、コンプライアンス統括責任者である取締役社長が委員 長を務めるリスクマネジメント委員会においてコンプライアンスの遵守状況をモニタリング し、適自改善指示等を行っております。さらに、これらの実効性を強化するために、コンプ ライアンス・マニュアルを策定するとともに、定期的な啓発や教育活動を行っております。 加えて、コンプライアンス全般に係る問題について通報・相談を受け付けるため、内部通報 制度規程を制定し、「コンプライアンスヘルプライン」を社内、社外にそれぞれ設置してお ります。内部監査室はコンプライアンス推進体制全般について独立した立場でモニタリング 活動を実施しております。なお、市民生活の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力や団体 に対しては、社会の信頼関係を損なうことのないよう、毅然とした態度で対応し、一切の関 係を遮断しております。
- ②当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は取締役会等の重要な会議の議事録、稟議書その他職務の執行に係る情報の取り扱いについて情報管理規程を定め、適時、適切に保存管理し、取締役は常時これらの文書及び電子情報を閲覧できるものとしております。これら管理体制及び規程は定期的にその有効性を検証し、適宜最適化を図るものとしております。

③当社の損失の危機の管理に関する規程その他の体制

当社は事業運営に影響を及ぼす恐れのある様々なリスクへの適切な対応を行い、経営基盤の安定化を図るとともに、社会的損失をできる限り発生させないように、当社におけるリスクマネジメントに関する全般的事項を定めたリスクマネジメント規程を制定しております。また、リスクマネジメント推進体制として、取締役社長を委員長とするリスクマネジメント委員会を設置し、各部門及び各事業所は職制規程においてリスク管理について規定し、重要なリスク及び個別案件のリスク等への対応策を事業計画に織り込み管理しております。万

一、経営に重大な影響を与える緊急事態等が発生した場合は、取締役社長を本部長とする緊急対策本部を設置し、その対応にあたることとしております。

④当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は重要事項の決定並びに取締役の業務の執行状況の監督を行うための定例の取締役会のほか、執行役員及び常勤の取締役(監査等委員である取締役を除く。)をメンバーとする経営会議を定期的に開催し、経営会議規則及び職務権限規程に従い、取締役会で決定された方針の具体化、取締役会決議事項以外の重要事項のほか、事業に関わる課題の対策等を協議・決定しております。業務運営については、目標の明確な設定、採算の徹底を通じて市場競争力の強化を図るため、各事業部門の目標値を中期経営計画並びに年度予算として策定し、これに基づく業績管理を行っております。また、社内規程に定める職務権限規程及び意思決定ルールの制定、及び専門知識を有する人材の育成・強化と外部専門家の助言を受けながら適正かつ効率的に職務の執行が行われる体制をとっております。

⑤当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社はコンプライアンス規程及び内部通報制度を子会社にも適用しており、当社が発信する定期的な啓発や教育活動により、子会社全ての役職員に周知徹底しております。

子会社の経営においては、その自主性を尊重しつつ、当社及び子会社から成る企業集団全体の一体化を図るため、関係会社管理規程を定め、子会社の適切な管理を行っております。また、重要な案件については事前に協議を行うとともに、当社取締役会及び経営会議等での決裁を経て執行しております。

子会社は、当社方針に基づいて、中期経営計画並びに年度計画により目標の明確な設定を 行い、定期的に業績や年度計画の進捗状況等を当社経営会議等へ報告しております。また、 子会社の内部監査を当社内部監査室が行っております。

当社はリスクマネジメント規程を子会社にも適用し、子会社のリスク評価等を行い、企業 集団全体の経営を取り巻くリスクを管理しております。

⑥当社の監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する体制並びにその取締役及 び使用人の当社の他の取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの独立性に関する事 項並びにその取締役及び使用人に対する監査等委員会の指示の実効性の確保に関する事項

当社は監査等委員会がその職務を遂行するための監査体制のあり方等を定めた監査等委員会監査等基準に基づき、監査等委員会の職務を補助すべきスタッフを置き、監査等委員会スタッフ業務及び事務局業務を行っております。監査等委員会スタッフは、そのスタッフ業務の執行において、その指揮命令権限は監査等委員会に帰属し、人事異動、人事評価に関して

も、取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの独立性が担保されております。また、 人事については取締役(監査等委員である取締役を除く。)と監査等委員会が意見交換を行 うこととしております。

⑦当社及び子会社の取締役及び使用人が当社の監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制並びに報告した者が当該報告をしたことで不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社の監査等委員である取締役は、当社の経営会議等の重要な会議に出席し情報を得るとともに、稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて当社及び子会社の取締役又は従業員にその説明を求めることとしております。また、子会社の監査役と定期的に会合を持ち、子会社の状況を確認しております。

内部監査室は当社及び子会社の内部監査の実施状況及びその内容について当社の監査等委員会に適時報告しております。

当社の取締役は、当社及び子会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事象及びその事実があることを知ったときは、直ちに当社の監査等委員会に報告しております。また、当社及び子会社は「コンプライアンスヘルプライン」に寄せられた情報が当社の監査等委員会に報告される体制としており、いかなる場合にも通報した者に対して、通報を理由とした不利益な取扱いを禁止する旨、規定しております。

⑧当社の監査等委員である取締役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員である取締役がその職務を執行するにあたり必要な費用(弁護士等の外部の専門家を利用する場合はその費用等を含む)は、監査等委員である取締役の請求に応じてこれを支出しております。会社は、当該請求に係る費用が当該監査等委員である取締役の職務執行に必要でないと認められた場合を除き、これを拒むことができないこととしております。

- ⑨その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制 監査等委員会と代表取締役は、定期的に意見交換を行い、重要な情報を共有できるように しております。また、内部監査室及び会計監査人と情報交換を行い、緊密な連携を図ってお ります。
 - (注)平成30年4月1日付で、上記の基本方針について、コンプライアンス統括責任者をコンプライアンス担当役員へと変更する等の所要の改正を行っております。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりです。

取締役会は、法令等で定められた事項並びに当社及び子会社の重要事項等の決定を行い、 取締役の業務執行状況の確認等を行っております。また、取締役会議事録は、法令に従い、 正確に記録・作成し、適切な情報の保存及び管理を行っております。

監査等委員会は、監査に関する重要な事項について報告を受け、協議・決議を行っております。また、監査等委員である取締役の職務執行については、監査等委員会で決定した 監査計画に基づき監査を実施しております。加えて、監査等委員である取締役は、代表取 締役や社外取締役と定期的に会合し、コンプライアンスや内部統制の整備などについて意 見交換を行っております。

リスクマネジメントについては、リスクマネジメント関連規程に従い、各事業本部が主体的にリスクの低減とその未然防止に取り組んでおります。また、リスクマネジメント委員会を3回開催し、全社重要リスク、事業本部の重要リスク、重要法令リスク等を抽出するとともに、各事業本部のリスクマネジメント活動が適切になされているかのモニタリングを実施するなど、全社的な視点からリスクの低減とその未然防止に取り組んでおります。なお、子会社も関連事業本部のもとでリスクマネジメントを実施する等、当社及び子会社一体的なリスクマネジメント体制を構築しております。

コンプライアンスについては、コンプライアンスファーストの意識付けを浸透させるため、全社員・従業員を対象とした啓発や教育活動を定期的に実施することとしております。本年度の具体的な活動としては、各種法令違反防止等の教育を月1回のペースで行ったほか、新入社員研修や新任役職者・基幹職を対象としたコンプライアンス研修を実施いたしました。また、本年度も11月をコンプライアンス推進月間に設定し、取締役社長のメッセージの配信や、内部通報先の周知を行うとともに、コンプライアンスアンケートを実施して、コンプライアンスの浸透状況の把握や課題の抽出を行っております。

内部監査については、内部監査計画に基づき、内部監査室が監査等委員及び会計監査人と連携をとりながら当社及び子会社の監査を実施しております。

(3) 会社の支配に関する基本方針

①当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社としては、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の経営理念を尊重し、当社の企業価値の源泉やステークホルダーとの信頼関係を壊すことなく、中長期的な視点で当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益の確保又は向上を真摯に目指す者でなければならないと考えています。

もとより当社は、上場会社である当社の株式は、資本市場において自由に取引されるべきものであり、当社株式の大量の買付行為につきましても原則としてこれを否定するものではなく、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、最終的には株主の皆様の自由な意思に基づいて決定されるべきものと考えております。

しかしながら、大量の買付行為の中には、十分な情報が提供されないまま、株主に株式の 売却を事実上強要する恐れのあるものや、取締役会が当該買付行為の内容の検討や代替案の 提案等を行うための十分な時間を与えないもの、真摯に会社の経営を行う意思に乏しいもの など、対象会社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なう買付行為もない とはいえません。

当社としましては、当社の企業価値の源泉は、①材料技術と加工技術を融合した高度な粉末冶金技術、②熟練した技術を有する従業員の存在、③重要な取引先、顧客、地域社会等のステークホルダーとの間で長年に亘って構築された緊密な信頼関係、④現経営者と従業員との密接な信頼関係にあると考えております。

当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保又は向上させるためには、かかる当社の企業価値の源泉に対する理解が必要不可欠ですが、当社株式の大量の買付行為を行う者が、当社の企業価値の源泉を理解し、これらを中長期的に確保し、長年築きあげてきた技術、ノウハウなどの無形の経営資源と市場とを有機的に結合させ企業価値の増大を図る経営をするのでなければ、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に反することとなると考えます。

したがって、当社は上記のような当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に反する大量の買付行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

②当社の基本方針の実現に資する特別な取組み

ア. 企業価値向上のための取組み

当社は1931年の創業以来、タングステン、モリブデン等のレアメタル及びファインセラミックス等を用いた高度な粉末冶金技術により、高付加価値商品を幅広い産業分野に提供しております。照明用タングステン線・棒から事業を開始し、これまでにタングステン合金電気接点、超硬合金製品、セラミックス製品等の先進的な製品まで、材料技術をベースに超精密加工技術へと順次、事業領域を拡大してまいりました。当社は、これらの材料技術と加工技術を融合した高機能商品を創造するとともに、常にお客様の視点に立って長年に亘り誠実且つ堅実なものづくりの経営により、社会への貢献を果たしてまいりました。

また、当社は品質向上及び地球環境保全にも積極的に取り組んでおり、これまで I S O9000(品質)や I S O14000(環境)の国際認証を取得し、コンプライアンスの徹底やリスクマネジメントの継続的な活動により経営の透明性・公平性を高め、株主の皆様をはじめステークホルダーとの良好な関係を築き、企業価値を高め、社会的責任を果たすべく努めております。さらに、高収益企業体質への転換を図るため、中期経営計画を策定し、ものづくりの強化を進めながら、成長著しい海外市場の開拓などグローバルな販売活動を進めております。

企業価値向上の取り組みとして、人財の育成、新商品の創出、ものづくりの強化、グローバル市場での拡販を4つの最重要課題として、下記の基本戦略について推進してまいります。

a.人財の育成

「自発的に考え、行動する社員の育成」という基本方針のもと、幅広い視点から深く 考える人財を育成し、個人だけでなく組織の課題設定力・課題解決力を向上させていき ます。

b.新商品の創出

「お客様のニーズをいち早くつかみ、継続的かつスピーディに新商品を創出」という 基本方針のもと、新商品の創出活動を活性化させ、NO.1の価値創造に挑戦します。

c.ものづくりの強化

「お客様に満足していただける良いものを安く、早くつくる、ものづくり力」という 基本方針のもと、生産効率の向上、コストの削減、品質の安定を図り、利益の拡大を目 指します。

d.グローバル市場での拡販

「グローバルネットワークの拡大」という基本方針のもと、世界中のお客様へ向けたサービスの提供、販売、製造体制を確立し、売上拡大を目指します。

イ. コーポレートガバナンスの充実について

当社は、法令を遵守し、適正な企業活動を通じて、経営の透明性、効率性を確保し、経営の監督と執行及び監査が有効に機能した統治体制のもとで企業価値を向上させ、株主、顧客、地域社会から信頼される企業となるよう、内部監査機能の充実、コンプライアンスの徹底した取組みによる企業統治の充実を図っております。

当社は、監査等委員会設置会社であります。取締役は、9名(監査等委員である取締役3名を含む。)、うち社外取締役3名(監査等委員である取締役2名を含む。)であります。

当社の取締役会は、法令・定款に基づき決議を要する事項のほか、重要事項に関して審議し、また、業務執行状況においても随時報告がなされております。また、執行役員及び常勤の取締役(監査等委員である取締役を除く。)で構成する経営会議を、原則として隔週開催し、取締役会決議事項以外の当社及びグループ会社の重要事項のほか、取締役会で決定された方針の具体化、事業に関わる課題の対策等を協議・決定しております。

常勤の監査等委員である取締役は、経営会議をはじめ主要な会議に出席し、必要に応じ意見を述べるほか、会計監査人、社内スタッフなどから報告を受けるとともに、子会社、関連会社への監査を行っております。社外の監査等委員である取締役は、財務報告における内部統制監査の整備、運用状況及び監査の状況について、常勤の監査等委員である取締役より適時報告を受け、意見等を行っております。また、代表取締役と意見交換を行い、業務の執行状況等について把握するほか、常勤の監査等委員である取締役より、内部監査、監査等委員会監査の状況や、会計監査人による監査の状況等について、適時、報告を受け、意見及び助言を行っております。

内部監査体制におきましては、取締役社長直轄の組織として内部監査室を設置しており、会社の業務運営が経営方針、諸規程に準拠して適正に行われているかを監査し、その結果を取締役社長に報告しております。また、内部監査室は、監査計画を監査等委員である取締役に報告するとともに、その実施状況及び内容について適時報告しております。

コンプライアンス推進体制におきましては、コンプライアンス担当役員がコンプライ

アンス統括責任者となり、各部門等にコンプライアンス担当者を設置しております。また、リスクマネジメント委員会においてコンプライアンスの遵守状況をモニタリングし、適宜改善指示等を行っております。

内部統制体制におきましては、取締役社長を責任者として、各部門がその整備、運用を行っております。内部監査室は、社内規程に基づいて財務報告に係る内部統制の整備、運用状況の監査を行い、監査等委員である取締役は、監査内容について確認しております。また、会計監査人による監査においては、監査等委員である取締役は、監査方法及び結果の妥当性を確認しております。

リスクマネジメント推進体制におきましては、当社の事業運営に影響を及ぼす恐れのある様々なリスクへの適切な対応を行い、経営基盤の安定化を図るため、リスクマネジメント委員会を設け、リスクの把握と評価、対応策を検討し、リスクが顕在化した場合の影響を極小化するリスクマネジメント活動を行っております。

③基本方針に照らして不適切な者によって当該株式会社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、平成29年5月11日開催の当社取締役会において、「当社の株券等の大規模買付行為に関する対応方針(買収防衛策)」の更新を決定し(更新後の対応方針を、以下「本対応方針」といいます。)、その後、平成29年6月29日開催の当社第106期定時株主総会において、本対応方針への更新をご承認いただきました。本対応方針への更新の目的及び本対応方針の概要は、次のとおりであります。

ア. 本対応方針導入の目的

上記①記載の基本方針に基づいて、当社は、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に反する大規模買付行為(下記イ.に定義されます。以下同じです。)に対しては、適切な対抗措置を迅速且つ的確に発動することにより、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保し又は向上させる必要性があると認識しております。このような認識のもと、当社取締役会は、金融商品取引法及び関連政省令の改正等の動向を注視しつつ、また、昨今の買収防衛策に関する議論の進展等を踏まえ、大規模買付行為が行われる場合に、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に反する買付行為でないかどうかを株主の皆様が判断することや、株主の皆様のために当社取締役会が大規模買付者と交渉を行うことを可能とするために、事前に大規模買付行為に関する必要な情報を提供すること、並びに、その内容の評価、検討、交渉及び意見形成、代替案立案のための期間を確保するための枠組みとして、本対応方針への更新を行っております。

イ. 本対応方針の概要

- a. 本対応方針は、当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合が20%以上となる買付け若しくは当社が発行者である株券等について、公開買付けに係る株券等の株券等所有割合及びその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付けに該当する行為又はこれらに類似する行為(但し、当社取締役会が予め承認したものを除きます。このような行為を以下「大規模買付行為」といい、大規模買付行為を行い又は行おうとする者を以下「大規模買付者」といいます。)がなされ、又はなされようとする場合において、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に反する買付行為でないかどうかを株主の皆様が判断することや、株主の皆様のために当社取締役会が大規模買付者と交渉を行うことを可能とするために、事前に大規模買付行為に関する必要な情報を提供すること、並びに、その内容の評価、検討、交渉及び意見形成、代替案立案のための期間を確保するための手続(以下「大規模買付ルール」といいます。)を定めるものです。
- b. 大規模買付者が大規模買付ルールに従わずに大規模買付行為を行い若しくは行おうとする場合、又は、大規模買付者による大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なうものであると認められる場合には、当社は、当社取締役会決議(一定の場合には株主総会決議)に基づき、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保し又は向上させるために、必要且つ相当な対抗措置(原則として、差別的行使条件及び差別的取得条項付きの新株予約権(以下「本新株予約権」といいます。)の無償割当てを行います。)を発動することがあります。
- c. 本対応方針においては、大規模買付ルールに従って一連の手続が進行されたか否か、及び、大規模買付ルールが遵守された場合に当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保し又は向上させるために必要且つ相当と考えられる一定の対抗措置を発動するか否かについては、当社取締役会が最終的な判断を行いますが、その判断の合理性及び公正性を担保するために、当社は、独立委員会規程に基づき、当社取締役会から独立した機関として、独立委員会を設置することとします。独立委員会の委員は、3名以上とし、社外取締役、弁護士、税理士、公認会計士、学識経験者、投資銀行業務に精通している者又は他社の取締役若しくは執行役として経験のある社外者等の中から選任されるものとします。

独立委員会は、大規模買付者の提供する大規模買付情報に基づき、必要に応じて適官外部専門家等の助言を得ながら、当該大規模買付行為の具体的内容及び当該大規模

-29-

買付行為が当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に与える影響等を評価・ 検討等した上で、本対応方針に従い当社取締役会がとるべき対応について勧告を行い ます。当社取締役会は独立委員会の勧告を踏まえ、これを最大限尊重しつつ、本対応 方針に従って対応を決定するものとします。

④上記②の取組みが基本方針に沿うものであり、株主の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないことに関する当社取締役会の判断及びその理由

当社は、上記②の取組みの実施を通じて、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を向上させ、それを当社の株式の価値に適正に反映させていくことにより、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なうおそれのある大規模買付行為は困難になるものと考えられることから、これは上記①に記載の基本方針に沿うものであり、株主の皆様の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

⑤上記③の取組みが基本方針に沿うものであり、株主の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないことに関する当社取締役会の判断及びその理由

本対応方針への更新は、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保し又は向上させることを目的として、大規模買付者に対して、当該大規模買付者が実施しようとする 大規模買付行為に関する必要な情報の事前の提供、及び、その内容の評価・検討等に必要な期間の確保を求めるために行われたものであり、上記①に記載の基本方針に沿うものです。

また、当社取締役会は、本対応方針は、以下の各点に照らして、株主の皆様の共同の利益 を損なうものではなく、また、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないと判断し ております。

a.株主意思を重視するものであること

本対応方針への更新は、株主の皆様のご意思を確認するため、平成29年6月29日開催の当社第106期定時株主総会における承認可決を経て行われたものであり、株主の皆様のご意思が反映されております。また①当社株主総会において本対応方針を廃止若しくは変更する旨の議案が承認された場合、又は、②当社株主総会において選任された取締役によって構成される当社取締役会において本対応方針を廃止若しくは変更する旨の決議が行われた場合には、本対応方針はその時点で廃止又は変更されます。さらに、当

社取締役会は、独立委員会による勧告を最大限尊重した上で、本新株予約権の無償割当てに関する議案を当社定款第11条第1項に基づき、当社株主総会に付議することがあり、これにより株主の皆様のご意思を直接確認することができることとしております。

b.買収防衛策に関する指針の要件を完全に充足していること

本対応方針は、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則(①企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、②事前開示・株主意思の原則、③必要性・相当性確保の原則)を完全に充足しています。また、企業価値研究会が平成20年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」その他昨今の買収防衛策に関する議論等を踏まえた内容となっております。さらに本対応方針は、東京証券取引所の定める買収防衛策の導入に係る諸規則等の趣旨に合致するものです。

c.当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益の確保又は向上の目的をもって更新が 行われたこと

本対応方針への更新は、上記③ア.に記載のとおり、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保し又は向上させることを目的として、大規模買付者に対して、当該大規模買付者が実施しようとする大規模買付行為に関する必要な情報の事前の提供、及び、その内容の評価・検討等に必要な期間の確保を求めるために、行われたものです。

d.合理的且つ客観的な対抗措置発動要件の設定

本対応方針は、合理的且つ客観的な要件が充足されない限りは、対抗措置が発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みが確保されています。

e.独立委員会の設置

上記③イ.C.に記載のとおり、当社は、本対応方針において、大規模買付ルールに従って一連の手続が進行されたか否か、及び、大規模買付ルールが遵守された場合に当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保し又は向上させるために必要且つ相当と考えられる一定の対抗措置を発動するか否かについての取締役会の判断の合理性及び公正性を担保するため、またその他本対応方針の合理性及び公正性を確保するために、当社取締役会から独立した組織として、独立委員会を設置することとしております。

これにより、当社取締役会による恣意的な本対応方針の運用ないし対抗措置の発動を防止するための仕組みが確保されています。

f.デッドハンド型買収防衛策ではないこと等

本対応方針は、本対応方針の有効期間の満了前であっても、当社株主総会で選任された取締役で構成された取締役会により、いつでも廃止することができるものとされております。したがいまして、本対応方針は、デッドハンド型買収防衛策(取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策)ではありません。また、当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は1年であり、任期が2年の監査等委員である取締役についても期差任期制を採用していないため、本対応方針は、取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないためその発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策でもありません。

(4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は株主の皆様への利益還元について、親会社株主に帰属する当期純利益の30%を目安に、新商品開発を推進するための設備・人財・研究などへの戦略的投資、中長期的な企業財務体質の強化等を総合的に勘案しつつ、安定的・継続的な配当に努めます。

また、1株当たりの株主価値を向上させるとともに、資本効率の向上を図るため、適宜 自己株式の取得に努めます。

こうした方針のもと、当期の期末配当金につきましては、業績の状況等を勘案した結果、1株につき50円とさせていただきたく存じます。なお、当社は、平成29年10月1日付で普通株式10株を1株とする株式併合を行っております。株式併合前の平成29年9月30日を基準日として1株につき3円の中間配当金をお支払しておりますので、当期の年間配当金は、株式併合後に換算いたしますと、中間配当金30円と期末配当金50円を合わせた1株当たり80円となります。

⁽注) 1. 本事業報告中の記載金額及び株式数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

^{2.} 売上高等の記載金額には消費税等は含まれておりません。

連結貸借対照表 (平成30年3月31日現在)

科目	金 額	科目	金額
(資産の部)	百万円	(負債の部)	百万円
流動資産	8,204	流動負債	5,694
現 金 及 び 預 金	2,493	支払手形及び買掛金	1,137
受取手形及び売掛金	2,859	短 期 借 入 金	2,302
電子記録債権	517	リース債務	19
商品及び製品	217	未払法人税等	199
仕 掛 品	1,108	賞 与 引 当 金	402
原材料及び貯蔵品	488	役員賞与引当金	31
繰 延 税 金 資 産	195	設備関係未払金	1,044
そ の 他	323	そ の 他	556
貸 倒 引 当 金	$\triangle 0$		
		固 定 負 債	1,032
		長期借入金	90
固定資産	8,101	リース債務	39
有 形 固 定 資 産	4,213	繰延税金負債	693
建物及び構築物	2,536	資産除去債務	24
機械装置及び運搬具	1,136	そ の 他	185
工具、器具及び備品	87	負 債 合 計	6,727
土 地	289	(純資産の部)	百万円
リース資産	49	株 主 資 本	8,998
建設仮勘定	114	資 本 金	2,509
		資 本 剰 余 金	2,229
無形固定資産	40	利 益 剰 余 金	4,595
		自己株式	△334
投資その他の資産	3,847	その他の包括利益累計額	546
投資有価証券	1,715	その他有価証券評価差額金	501
賃貸不動産	1,522	為替換算調整勘定	43
退職給付に係る資産	521	退職給付に係る調整累計額	0
その他	115	新 株 予 約 権	33
貸 倒 引 当 金	△26	純 資 産 合 計	9,578
資 産 合 計	16,306	負債・純資産合計	16,306

⁽注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書 (自 平成29年4月1日) 至 平成30年3月31日)

 科 目	金 額
	百万円
売 上 高	11,102
一 売 上 原 価	8,493
一 売 上 総 利 益	2,608
販売費及び一般管理費	1,852
営 業 利 益	755
営 業 外 収 益	百万円
受取利息及び配当金	24
持分法による投資利益	76
不 動 産 賃 貸 料	236
太陽光売電収入	36
そ の 他	132 506
営業外費用	
支 払 利 息	20
不動産賃貸原価	176
大 陽 光 売 電 原 価	30
為	6
そ の 他	47 281
経常利益	980
 特別損失	
 減 損 損 失	69 69
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益	911
法 人 税、 住 民 税 及 び 事 業 税	211
法 人 税 等 調 整 額	3 214
当期 純 利 益	696
親会社株主に帰属する当期純利益	696

⁽注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書 (自 平成29年4月1日)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	2,509	2,229	4,063	△358	百万円 8,443
当期変動額					
剰余金の配当			△156		△156
親会社株主に帰属 する当期純利益			696		696
自己株式の取得				△2	△2
自己株式の処分		0		0	0
ストックオプショ ンの行使			△8	26	18
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	-	0	531	24	555
当期末残高	2,509	2,229	4,595	△334	8,998

		その他の包括				
	その他 有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付 に係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計	新株 予約権	純資産 合計
当期首残高	425	53	12	491	43	百万円 8,978
当期変動額						
剰余金の配当						△156
親会社株主に帰属 する当期純利益						696
自己株式の取得						△2
自己株式の処分						0
ストックオプショ ンの行使						18
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	76	△9	△12	54	△10	44
当期変動額合計	76	△9	△12	54	△10	600
当期末残高	501	43	0	546	33	9,578

⁽注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

貸 借 対 照 表 (平成30年3月31日現在)

科目	金額	科目	金額
(資動金形金権品品品産他金 のででする。 のででする。 でのででする。 でする。 でする。 でする。 でする。 でする。 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	百万円 7,382 2,012 140 2,618 517 143 982 450 181 333 △0	(負動 (負動 期一払与 関助 期一払与 関制 が 大 大 大 の 大 大 大 の 大 大 大 大 の 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大	西万円 5,780 196 952 2,507 17 167 378 28 1,075 455
世 ((((((((((7,762 4,122 2,486 1,118 81 280 44 111	(情) 入債負債 (計) 金務債務他 (情) 人債負債 (計) 本 (情) 人債負債 (計) 本 (未) (計) 金 (計) 本 (日)	1,022 90 34 689 24 183 6,802 百万円 7,814 2,509 2,229
無 形 固 定 の 他 価社 出金 の 有会 社 不 の 引 会 年 不 の 引 投 関 関 前 賃 そ 貸 倒 の 有 会 年 不 の 引 の 引 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日	21 3,618 1,054 305 164 520 1,533 65 △26	準本 備 乗 金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金	2,229 0 3,410 3,410 817 1,000 1,592 △334 495 495 33 8,343
資 産 合 計	15,145	負債・純資産合計	15,145

⁽注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書 (自 平成29年4月1日) 至 平成30年3月31日

						一成50年 5 7 3 7 1 日 7
	7	科目			金	額
			_			百万円
売		上	高			10,540
売	上	原	価	i		8,307
売	上	総	利	益		2,232
販売	費及	び一般:	管 理 費	}		1,642
営	業	利	J	益		590
営	業	外			百万円	
一 受		息 及 び	配当	· 金	138	
不	動	産賃	貸	料	259	
太	陽光					
	吻 兀		1 収	入	36	505
 そ	****	<i>の</i>	_	他	70	505
営	業	外 費				
支	払	. 利		息	18	
不	動 産	賃 貸	原	価	176	
太	陽光	, 売 電	原	価	30	
為	替	差		損	12	
そ		0		他	49	287
経	常		I	益		808
特	別	, 1: 損	, 失			
I	" 損				71	71
減				失	71	71
税	引前		純利	益		737
	人 税、 住		び事業	税	153	
法	人 税	等調	整	額	2	156
当	期	純	利	益		581

⁽注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書 (自 平成29年4月1日) 至 平成30年3月31日

				株主	資本					
		資本剰余金					利益剰余金			
	資本金		貝个利亦立	坯	その	他利益剰余	金	エルサモルムム		
	X .+. 11	資本準備 金	その他資 本剰余金	資本剰余金 合計	買換資産 圧縮積立金	別途積立 金	繰越利益 剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	2,509	2,229	_	2,229	848	1,000	1,145	百万円 2,994		
当期変動額										
買換資産圧縮 積立金の取崩					△30		30	_		
剰余金の配当							△156	△156		
当期純利益							581	581		
自己株式の取得										
自己株式の処分			0	0						
ストックオプショ ンの行使							△8	△8		
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)										
当期変動額合計	_	_	0	0	△30	_	447	416		
当期末残高	2,509	2,229	0	2,229	817	1,000	1,592	3,410		

	株主	資本	評価・換算 差額等	新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	がいか しょういき	
当期首残高	△358	7,374	421	43	百万円 7,839
当期変動額					
買換資産圧縮 積立金の取崩		_			-
剰余金の配当		△156			△156
当期純利益		581			581
自己株式の取得	△2	△2			△2
自己株式の処分	0	0			0
ストックオプショ ンの行使	26	18			18
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)			73	△10	63
当期変動額合計	24	440	73	△10	503
当期末残高	△334	7,814	495	33	8,343

⁽注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

平成30年5月8日

日本タングステン株式会社 取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員業務執行計員

公認会計士 甲 斐 祐 二 印

指定有限責任社員業務執行社員

公認会計士 吉 田 秀 敏 印

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本タングステン株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を 作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作 成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本タングステン株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

平成30年5月8日

日本タングステン株式会社 取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員業務執行社員

公認会計士 甲 斐 祐 二 ⑩

指定有限責任社員業務執行計員

公認会計士 吉 田 秀 敏 印

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本タングステン株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第107期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第107期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号口の各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその 職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われる ことを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
 - ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年5月9日

日本タングステン株式会社 監査等委員会

監査等委員(常勤) 田中和昭 ⑩ 監査等委員 小島庸匡 ⑪ 監査等委員 斉藤芳朗 邱

(注) 監査等委員小鳥庸匡及び斉藤芳朗は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

コーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るため、相談役を廃止することとし、相談役制度を定める現行定款第22条において所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

	(下版は交更即力でかしより。)
現行定款	変更案
(代表取締役および役付取締役) 第22条 取締役会は、その決議によって代 表取締役を選定する。	(代表取締役および役付取締役) 第22条 (現行どおり)
2. 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長、取締役副社長名1名および専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。 3. 取締役会は、その決議によって取	2. (現行どおり)
3. 取締役云は、その決議によりて取 締役相談役を定めることができる。	(削除)

第2号議案 取締役 (監査等委員である取締役を除く。) 6名選任の件

現在の取締役(監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。)6名は、本 定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役6名の選任をお願いするも のであります。

なお、監査等委員会は、各取締役候補者について、当事業年度における業務執行状況及び 業績等を評価したうえで、取締役候補者として適任であると判断しております。

取締役候補者は次のとおりであります。

4人小	が仅候佣台は次のこのり	しのりょ	90										
候補者番号	氏 名 (生年月日)	略重	歴、 要	地 な	位、 兼	担 職	当 の	及 状	び 況		有 す 式	る当 の	á 社 数
1	後藤信志 (昭和34年3月19日生)	昭和57年 平成18年 平成22年 平成22年 平成26年 平成26年 平成26年 平成28年	E 6月 日 6月 日 6月 日 7日 日 7日 日 7日 日 7日 日 7日 日 7日 日 7日 日 7	当当当当当当当当当当当当	上宮業語 上取締行 上取締材 上取締行 上取締行 上取締行 上取締行	会 会 会 会 会 会 会 会 会 会 会 の で 会 も の で 会 の の の の の の の の の の の の の の の の の	部長 忍 認 思 は の で く が も も も も も も も も も も も も も	7ング) 経理 推進打 推進打 ンタ-	ステン高 担当 担当兼基			7,20	0株
	【選任理由】 同氏は、平成22年に取締役、平成28年からは代表取締役に就任し、営業、技術、製造、海外-経営における豊富な業務経験と当社の経営全般、グローバルな事業経営及び管理・運営業務にる知見を有しており、取締役候補者として適任と判断いたしました。												

株主
総
会
参
考聿
考書類

候補者番号	氏 名 (生年月日)	略歴、重要	地 位、 担 当 及 び 所有する当社 な 兼 職 の 状 況 株 式 の 数
2	徳	昭和60年 2 月 平成17年 4 月 平成21年 4 月 平成22年 6 月 平成23年 4 月 平成26年 4 月 平成28年 4 月 平成28年 6 月 平成28年 4 月 平成30年 4 月	当社入社 当社管理部長 当社基山工場長 当社取締役製造本部長兼基山工場長 当社常務取締役製造本部長兼基山工場長、基礎技術センター担当 当社常務取締役技術製造本部長兼基山工場長 当社常務取締役技術製造担当兼基山工場長 当社常務取締役技術製造担当 当社常務取締役電機部品事業本部長 当社取締役常務執行役員営業本部長 当社取締役常務執行役員経営戦略本部長、コンプライアンス担当(現任)
	技術、製造、営業、経営戦	战略における豊富7	と 造本部長、営業本部長、経営戦略本部長を務めるなど、 は業務経験と当社の経営全般、グローバルな事業経営及 、取締役候補者として適任と判断いたしました。

候補者番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、重要	地 位、 担 当 及 び 所有する当社 な 兼 職 の 状 況 株 式 の 数
n	が、 とまった。 でが、 大 島 正 信 (昭和34年3月31日生)	平成22年 6 月 平成24年 4 月 平成26年 4 月 平成28年 4 月 平成28年 6 月 平成29年 3 月	当社入社 当社総務人事部長 当社取締役業務本部長兼経理部長、コンプライアンス担当 当社取締役業務本部長兼経営管理部長、コンプライアンス担当 当社取締役経営企画・経営管理・人事担当、コンプライアンス担当 当社取締役経営管理本部長兼経営企画部長、コンプライアンス担当 当社取締役執行役員経営管理本部長兼経営企画部長、コンプライアンス担当 当社取締役執行役員経営管理本部長兼経営企画部長、コンプライアンス担当 当社取締役執行役員経営管理本部長兼経営企画部長兼人事部長、コンプライアンス担当 当社取締役執行役員経営管理本部長兼経営企画部長兼人事部長、コンプライアンス担当 当社取締役執行役員経営管理本部長兼人事部長、コンプライアンス担当
		経験と当社の経営	企画、経理、総務人事部門の本部長を務めるなど、経営 全般及び管理・運営業務に関する知見を有しており、取

候補者番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、重要	地 位、 担 当 及 び 所有する当社 な 兼 職 の 状 況 株 式 の 数								
4	笔 利 茂 樹 (昭和33年4月19日生)	昭和57年 4 月 平成19年 6 月 平成22年 4 月 平成24年 4 月 平成26年 7 月 平成28年 4 月 平成28年 6 月 平成29年 4 月 平成29年 6 月	当社入社 当社セラミック部長兼宇美工場長 当社超硬部品部長 当社電材部品部長 上海電科電工材料有限公司総経理 当社超硬部品部長兼上海電科電工材 料有限公司総経理 当社機械部品事業本部長兼超硬部品 部長 当社執行役員機械部品事業本部長兼 超硬部品部長 当社執行役員機械部品事業本部長、 開発技術センター担当 当社取締役執行役員機械部品事業本 部長、開発技術センター担当(現 任)								
	【選任理由】 同氏は、平成28年に執行役員、平成29年からは取締役に就任し、製造技術、開発、海外子会社経営における豊富な業務経験と、当社の経営全般、グローバルな事業経営及び管理・運営業務に関する知見を有しており、取締役候補者として適任と判断いたしました。										

候補者番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、重要	地 な	位、 兼	担 職	当 の	及 状	び 況	所株	有す式	る当 の	á 社 数
5	新任 道 蘭 洋 (昭和33年10月23日生)	昭和57年 4 / 平成19年 4 / 平成21年 4 / 平成23年 4 / 平成26年 4 / 平成28年 6 / 平成28年 6 / 平成29年 4 /	1月月月月月月月月 3日半半半半半半半半半半半半半半半半半半半半半半半半半半半半半	社 開 理 社 社 製 長 執 り は は れ は も は も も も も も も も も も も も も も	加物購づ統基役進役工部部部り本工製長製	 長 長 進 長 	乗もの 舌本部 J工場:				1,90	0株
	【選任理由】 同氏は、平成19年から精持年6月から執行役員を務め 取締役候補者として適任と	つており、当社の	の経営									

候補者番号	氏 名 (生年月日)	略歴、重要	地 位、 担 当 及 び 所有する な 兼 職 の 状 況 株 式	る当社の数
6	伊 崎 数 博 (昭和29年1月12日生)	平成27年 6 月 平成27年 6 月 (重要な兼職の)	九州電力株式会社入社 同社海外事業部長 同社火力部長 同社執行役員火力発電本部副本部長 兼火力部長 同社上席執行役員火力発電本部長兼 部長 同社取締役上席執行役員火力発電本 部長 同社取締役上席執行役員光力発電本 部長 同社取締役上席執行役員発電本部副 本部長 同社取締役常務執行役員発電本部長 同社取締役常務執行役員発電本部長 同社収締役(現任) 当社取締役(現任)	— 株
			担われており、豊富な経験と高い見識に基づき、 ただけることを期待し、社外取締役候補者といた	

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
 - 2. 伊﨑数博氏は、社外取締役候補者であります。また、同氏は当社が定めた「独立社外役員選任基準」 (55頁参照) を満たしております。
 - なお、当社は同氏を東京証券取引所及び福岡証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
 - 3. 当社は、伊﨑数博氏との間で会社法第423条第1項に定める賠償責任を法令が定める額に限定する責任限定契約を締結しております。また、同氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。責任限定契約の内容については事業報告18頁の注記7に記載のとおりであります。
 - 4. 伊﨑数博氏の当社社外取締役在任期間は、本総会終結の時をもって3年となります。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

現在の監査等委員である取締役(監査等委員。以下、本議案において同じ。) 3名は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案を本定時株主総会に提出することにつきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員の候補者は次のとおりであります。

候補者番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、重要	地 位、 担 当 及 び所有する まな 兼 職 の 状 況株 式 の	当社数				
1	新任 今 里 州 一 (昭和32年10月8日生)	昭和56年 4 月 平成18年10月 平成23年 4 月 平成25年 4 月 平成28年 4 月 平成30年 4 月	当社入社 SVニッタン株式会社副社長 当社営業部長 当社セラミック部長兼宇美工場長 当社機械部品事業本部セラミック部 長兼宇美工場長 当社内部監査担当部長(現任)	00株				
	【選任理由】 同氏は、平成18年から海外関係会社副社長、営業部長、製造部長等を歴任し、また平成30年4月から内部監査担当部長に就任しており、これまでのグローバルな事業経営、営業、製造などの豊富な業務経験から、的確な監査業務を遂行できると判断し、監査等委員候補者といたしました。							

候補者番 号	氏 名 (生年月日)	略 歴、 地重 要 な	位、 担 当 及 び 兼 職 の 状 況	所有する当社株 式 の 数
2	斉 藤 芳 顔 (昭和33年12月5日生)	昭和62年4月福和 和18日間 18日間 18日間 18日間 18日間 18日間 18日間 18日間	一 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	— 株
	能力・見識に基づき客観的いたしました。	な立場から監査を行 に関与された経験は	般に関する業務経験が豊富でありっていただけることを期待し、監 ありませんが、上記の理由により 断しております。	査等委員候補者と

候補者番号	氏 名 (生年月日)	略 歴、 地 位、 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当社株 式 の 数
3	新任	昭和52年10月 等松・青木監査法人(現有限責任監査法人トーマツ)福岡事務所入所昭和56年8月 公認会計士登録平成3年5月 監査法人トーマツ(現有限責任監査法人トーマツ)社員平成10年5月 同法人代表社員平成26年7月 久留公認会計士事務所代表(現任)平成28年6月 OCHIホールディングス株式会社社外監査役(現任)	— 株
	【選任理由】 同氏は、公認会計士として 機構の監事を務められるな だけることを期待し、監査 なお、同氏は直接会社経営 ての職務を適切に遂行して	な監査意見をいた	

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
 - 2. 斉藤芳朗氏及び久留和夫氏は、社外監査等委員候補者であります。両氏は当社が定めた「独立社外役員選任基準」(55頁参照)を満たしております。

なお、当社は斉藤芳朗氏を東京証券取引所及び福岡証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出 ており、久留和夫氏が監査等委員に就任された場合、上記独立役員として届け出る予定であります。

- 3. 当社は、斉藤芳朗氏との間で会社法第423条第1項に定める賠償責任を法令が定める額に限定する責任限定契約を締結しております。当社は斉藤芳朗氏及び久留和夫氏の選任が承認された場合、斉藤芳朗氏との間で上記契約を継続する予定であり、久留和夫氏との間で当該契約を締結する予定であります。
 - 責任限定契約の内容については事業報告18頁の注記7に記載のとおりであります。
- 4. 斉藤芳朗氏の当社社外取締役(監査等委員)在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。 なお、斉藤芳朗氏は、当社社外取締役(監査等委員)就任前に、当社の業務執行役員でない役員(監 査役)であったことがあります。

第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である取締役(監査等委員。以下、本議案において同じ。)が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠の監査等委員1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案を本定時株主総会に提出することにつきましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員の候補者は次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略重	歴、要	地 な	位、 兼	担 職	当 の	及 状	び 況	所株	有 す 式	る 当 の	á 社 数
が 原 豪 (昭和47年4月13日生)	平成13年 平成20年 平成20年 平成28年	12月	徳藤 護日 徳 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	松﨑· 松﨑· 沼工業 · 松﨑	株式会	律事務律事務社社外	所入所 所パー 監査役	トナー弁			_	株
	徳永・	公﨑・元	斉藤法 律	事務所	代表弁	護士						

【選任理由】

同氏は、弁護士として企業法務をはじめ法務全般に関する業務経験が豊富であり、法令への高度な能力・見識に基づき客観的な立場から監査を行っていただけることを期待し、監査等委員補欠候補者といたしました。 なお、同氏は直接会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、監査等委員としての職務を 適切に遂行していただけるものと判断しております。

- (注) 1. 永原豪氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
 - 2. 永原豪氏は、補欠の社外監査等委員候補者であります。また、同氏は当社が定めた「独立社外役員選任基準」(55 頁参照) を満たしております。 なお、当社は同氏が監査等委員に就任された場合、東京証券取引所及び福岡証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。
 - 3. 当社は、永原豪氏が監査等委員に就任された場合、会社法第423条第1項に定める賠償責任を法令が定める額に限定する責任限定契約を締結する予定であります。責任限定契約の内容については事業報告18頁の注記7に記載のとおりであります。

(ご参考)

社外役員の独立性についての当社の考え方

独立社外役員選仟基準

当社は、社外役員又はその候補者が、以下のいずれにも該当しない場合、独立性を有している者と判断する。

- (1) 当社及び子会社の業務執行者である者、又は過去10年内に業務執行者であった者
- (2) 当社又は子会社の主要な取引先で、現在又は直近3事業年度のいずれかにおいて年間連結総売上高の2%以上の支払いを受けた、又は行った者の業務執行者である者
- (3) 現在又は直近3年間において当社の資金調達において必要不可欠であり、代替性がない程度に依存している金融機関等の業務執行者である者
- (4) 当社又は子会社から過去3事業年度の平均で年間1,000万円を超える寄付又は助成を受けている団体等に所属する者
- (5) 法律、会計若しくは税務の専門家又はコンサルタントであって、当社又は子会社から役員報酬以外で、過去3年間の平均で年間1,000万円を超える金銭その他の財産上の利益を得ている者
- (6) 当社の議決権の10%以上の株式を保有する株主たる法人等の業務執行者である者
- (7)(1)から(6)までに掲げる者の配偶者又は二親等内の親族若しくは同居の親族

第5号議案 取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。)に対する譲渡制限付株 式の割当てのための報酬決定の件

平成28年6月29日開催の当社第105期定時株主総会において、当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等の額は、年額1億5,400万円以内(うち社外取締役分は年額1,000万円以内。ただし、使用人兼務等の報酬・給与は含まない。)としてご承認をいただいており、また、上記の取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等の額とは別枠として、当社の取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。)に対するストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額を年額3,000万円以内としてご承認をいただいております。

今般、当社は、当社の取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下、「対象取締役」という。)が、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様とより一層共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めるため、対象取締役に対し、上記ストックオプションとしての新株予約権に代えて、一定の譲渡制限期間及び当社による無償取得事由等の定めに服する当社普通株式(以下、「譲渡制限付株式」という。)を下記のとおり割り当てることといたしたいと存じます。

つきましては、上記ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額の定めを廃止し、当社における対象取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案いたしまして、上記の取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等の額とは別枠として、対象取締役に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を年額3,000万円以内として設定いたしたいと存じます。なお、譲渡制限付株式の割当ては、当社における対象取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案して決定するものであり、その内容は相当なものであると考えております。

また、現在の当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は6名(うち社外取締役1名)であり、第2号議案のご承認が得られた場合、当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は6名(うち社外取締役1名)となります。

記

対象取締役に対する譲渡制限付株式の具体的な内容及び数の上限

1.譲渡制限付株式の割当て及び払込み

当社は、対象取締役に対し、当社取締役会決議に基づき、譲渡制限付株式に関する報酬として上記の年額の範囲内で金銭報酬債権を支給し、各対象取締役は、当該金銭報酬債権の全

部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限付株式の割当てを受ける。

なお、譲渡制限付株式の払込金額は、その発行又は処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲で当社取締役会において決定する。

また、上記金銭報酬債権は、対象取締役が、上記の現物出資に同意していること及び下記3.に定める内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給する。

2.譲渡制限付株式の総数

対象取締役に対して割り当てる譲渡制限付株式の総数16,000株を、各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の数の上限とする。

ただし、本議案の決議の日以降、当社普通株式の株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。)又は株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当該譲渡制限付株式の総数を合理的に調整することができる。

3.譲渡制限付株式割当契約の内容

譲渡制限付株式の割当てに際し、当社取締役会決議に基づき、当社と譲渡制限付株式の割当てを受ける対象取締役との間で締結する譲渡制限付株式割当契約は、以下の内容を含むものとする。

(1)譲渡制限の内容

譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役は、20年間(以下、「譲渡制限期間」という。)、当該譲渡制限付株式につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができない。

(2)譲渡制限付株式の無償取得

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社の取締役及び執行役員のいずれの地位からも退任した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当該対象取締役に割り当てられた譲渡制限付株式(以下、「本割当株式」という。)を当然に無償で取得する。

また、本割当株式のうち、上記(1)の譲渡制限期間が満了した時点において下記(3)の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得する。

(3)譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、 最初に到来する当社の定時株主総会の開催日まで継続して、当社の取締役又は執行役員の いずれかの地位にあったことを条件として、本割当株式の全部につき、譲渡制限期間が満 了した時点をもって譲渡制限を解除する。

ただし、当該対象取締役が、当社取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間が満了する前に当社の取締役及び執行役員のいずれの地位からも退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

(4)組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる 株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会(ただ し、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社 取締役会)で承認された場合には、当社取締役会決議により、譲渡制限期間の開始日から 当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式につき、 当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

この場合には、当社は、上記の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(ご参考)

当社は、本株主総会終結の時以降、上記の譲渡制限付株式と同様の譲渡制限付株式を、当社の執行役員に対し、割り当てる予定です。

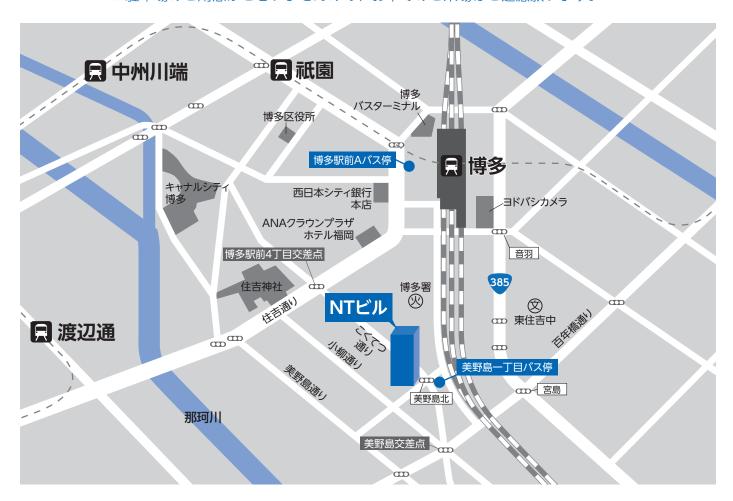
日本タングステン株式会社 株主総会会場ご案内図

会場 福岡市博多区美野島一丁目2番8号 NTビル 10階 大会議室 TEL (092) 415-5500

西鉄バスの ご 案 内 博多駅博多口 博多駅前A (美野島・パナソニック方面)バス停より

④ 那珂川営業所 行き もしくは ⑭ 福翔・野多日行き乗車後、美野島一丁日バス停下車

※駐車場のご用意がございませんので、お車でのご来場はご遠慮願います。







この印刷物は自然環境保護のために 再生紙を使用しています。また、 植物油インキを使用しております。



見やすく読みまちがえにくい ユニバーサルデザインフォントを 採用しています。